（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　こくみんみんしゅとうしずおかけんだいななくそうしぶ

1 政治団体の名称　国民民主党静岡県第７区総支部

2 主たる事務所の所在地　静岡県掛川市上張862-1
FGKビル

3 代表者の氏名　北野谷　富子

4 会計責任者の氏名　清水　唯史

事務担当者の氏名
廣上　明子
（電話）053-401-7150
（電話）
（電話）
（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等　北野谷　富子
公職の種類等（現職・候補者の別）　衆議院議員　（候補者等）
公職の候補者の氏名等（２人目）
公職の種類等（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名等（３人目）
公職の種類等（現職・候補者の別）





資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

7.3.17　から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

入力済

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,158,980
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	4,158,980
支　出　総　額	3,232,420
翌年への繰越額	926,560

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	109,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	101

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	299,670	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	299,670	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	299,670	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　考
1	国民民主党本部	900,000	R7/5/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
2	〃	600,000	R7/6/13	〃	
3	〃	300,000	R7/8/15	〃	
4	〃	300,000	R7/9/12	〃	
5	〃	300,000	R7/10/15	〃	
6	〃	300,000	R7/11/14	〃	
7	〃	300,000	R7/12/5	〃	
8	国民民主党静岡県総支部連合会	750,000	R7/12/25	静岡県掛川市上張862-1FGKビル	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	3,750,000			
	合　計	3,750,000			

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	310	
	合　　計	310	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	北野谷ふくこ後援会	299,670	R7/7/6	静岡県浜松市浜名区宮口3927-26	北野谷富子	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	299,670				
	その他の寄附	0				
	合計	299,670				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	471,017		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	317,406		
(4) 事務所費	975,277		
小計	1,763,700	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	17,520		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,151,200	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	1,151,200		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	300,000		
(6) その他の経費	0		
小計	1,468,720	0	
合計	3,232,420		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	名刺作成費	55,000	R7/5/25	松本印刷株式会社	静岡県榛原郡吉田町片岡2210	
2	事務所スタッフ用スマートフォン本体代	35,440	R7/11/13	株式会社イオシス	大阪市中央区博労町三丁目5番1号	
3	事務所ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟPC	188,760	R7/12/29	株式会社アマノ	静岡県浜松市中央区三方原町1950-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	279,200				
	その他の支出	38,206				
	合計	317,406				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	敷金3カ月	180,000	R7/9/18	株式会社小松ビル	静岡県浜松市浜名区平口1234	
2	事務所賃家賃	60,000	R7/9/18	株式会社小松ビル	〃	
3	事務所賃家賃	60,000	R7/10/29	株式会社小松ビル	〃	
4	複合機ﾚﾝﾀﾙ搬入設置費	55,000	R7/11/18	株式会社アマノ	静岡県浜松市中央区三方原町1950-1	
5	通常葉書代85円-400枚	34,000	R7/11/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	
6	事務所賃家賃	60,000	R7/11/22	株式会社小松ビル	前掲	
7	通常葉書代85円-200枚	17,000	R7/11/28	日本郵便株式会社	前掲	
8	事務所賃家賃	60,000	R7/12/10	株式会社小松ビル	前掲	
9	NTT電話代11月分	11,939	R7/12/11	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス	
10	事務所改修工事費	255,310	R7/12/28	鈴木建杜有限会社	静岡県浜松市浜名区宮口3927-26	
11	事務所水回り改修工事費	166,000	R7/12/28	ZERO connects合同会社	静岡県浜松市浜名区貴布祢1793-1	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	959,249				
	その他の支出	16,028				
	合計	975,277				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	貸会議室使用料	12,100	R7/9/9	株式会社CSA不動産	静岡県静岡市葵区御幸町3番地の21	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	12,100				
	その他の支出	5,420				
	合計	17,520				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	A1ポスター作成費	264,000	R7/5/25	松本印刷株式会社	静岡県榛原郡吉田町片岡2210	
2	広報掲示板作成費	167,200	R7/5/25	株式会社ヤマコー	京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂54-2	
3	のぼり旗作成費	36,850	R7/5/25	松本印刷株式会社	前掲	
4	為書きポスター作成費	37,620	R7/5/25	杉森印刷株式会社	静岡県浜松市浜名区於呂2443-5	
5	SNS動画作成代	110,000	R7/9/3	株式会社こまつ	静岡県浜松市中央区西浅田1丁目2番4号 1階	
6	室内用ポスター作成費	207,900	R7/10/24	杉森印刷株式会社	前掲	
7	SNS動画作成代	55,000	R7/12/10	株式会社こまつ	前掲	
8	A型看板A1	30,620	R7/12/23	株式会社ラックス	富山県富山市西長江1-12-1	
9	A1ポスター作成費	231,000	R7/12/30	松本印刷株式会社	前掲	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,140,190				
	その他の支出	11,010				
	合計	1,151,200				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄付	300,000	R7/6/6	北野谷ふくこ後援会	静岡県浜松市浜名区宮口3927-26	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	300,000				
	その他の支出					
	合計	300,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　5月　15日

政治団体の名称　国民民主党静岡県第７区総支部

会計責任者の氏名　清水　　唯史

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年５月15日

国民民主党静岡県第７区総支部
代表　北野谷富子　殿

登録政治資金監査人　神村秀和
登　録　番　号　第　３９１９　号
研修修了年月日　平成２３年８月19日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党静岡県第７区総支部の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、国民民主党静岡県第７区総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると神村秀和が判断したため、北野谷ふくこ後援会の従たる事務所、静岡県浜松市浜名区平口1234　小松ビル２階において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

国民民主党静岡県第７区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党静岡県第７区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

